これだけは知っておこう！製造物責任法（PL法）

製造物責任法（通称PL法）がスタートして1カ月がたちました。
この法律は、製品の欠陥が原因で生命、身体または財産に損害を受けた場合、それを証明すれば製造会社などに損害賠償を求めることができるという法律です。
消費者としてPL制度とどのようにつき合えばいいのか、被害を受けた時どうすればいいのか考えてみましょう。

PL法とは？

Q 製造物って、人が作ったものなら全部そうなんですか？

A PL法では、製造物を「製造または加工された動産」と定めています。一般的には、大量生産・大量消費される工業製品が中心となります。不動産や未加工の農産物は対象となりません。冷凍・乾燥・切断は加工にはなりませんが、加熱、味付けは加工になるとされています。

自動車、テレビ、コーヒーカップ、加工したジュースなどは製造物。
未加工の農林水産物（くだもの、野菜、魚）不動産（住宅）などは製造物ではない。

製造物責任 = Product Liability

Q 欠陥商品って、どんな商品のことですか？

A PL法でいう「欠陥」というのは、製造物が当然持っているべき安全性を欠いていることをいいます。欠陥商品であるか、そうでないか主に次の3つを基準に判断されます。

①製造物の特製
包丁やナイフはよく切れることが前提の商品ですから、その危険性だけをもって欠陥商品とはできません。しかし「買ったばかりのナイフを使おうとして柄を握ったら刃が抜けて足を怪我した。」この場合なら欠陥商品といえるでしょう。
買ってきたばかりの加工食品を食べて食中毒になった場合なら欠陥商品といえます。しかし、賞味期限をはるかに越えた加工食品を食べて食中毒になっても欠陥商品とはいえません。

②通常予想される使用形態
赤ちゃんのおもちゃのようなものは、口にいれたり飲み込んだりする危険性を予想できるはずです。これを想定しないで作られた乳幼児の玩具は欠陥商品といえます。

③製造物が引き渡された時期
新しいアイロンには、つけっ放し防止のための自動停止装置がついているものがあります。しかし、何十年も前に購入したアイロンにこの装置がついていなかったので火事になってしまった場合、この古いアイロンは欠陥商品とはいえません。

※このほかにも値段との関係や、きちんと危険性が表示されているかなど、様々な判断基準が考えられます。実際の判断は個別の事例ごとに決定されます。

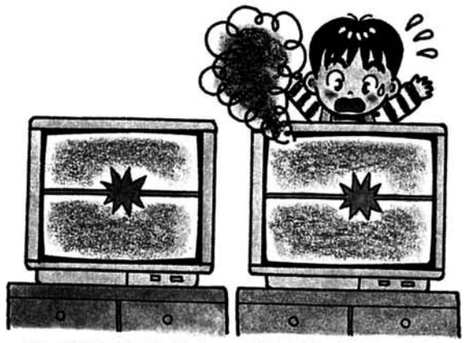

テレビをつけていたら突然テレビが写らなくなった。これだけでは認められない。
テレビをつけていたら突然火が吹いて、火傷を負ってしまった。原因を調べたら設計ミスだった。これは認められる。

Q どんな被害を受けた時に対象になるのですか？

A 製品の欠陥で生命、身体または財産に被害が生じた場合に対象となります。ただ単に製品が壊れたり、具合が悪くなったりしただけでは対象になりません。

Q 消費者として、どんなことに注意したらいいですか？

A ①取扱説明書、表示書をよく読み、商品を適切に使用するようにしましょう。明らかに誤った使い方をしては被害にあっても、賠償請求はできません。製品の保守・点検もこまめに行いましょう。
②もし事故が起きたら、その製品は取っておきましょう。写真も撮っておくなど、現場の状況を確認し記録するようにしましょう。事故を起こした製品を捨ててしまうと証拠がなくなってしまい、製品の欠陥を証明することができません。

Q 責任を負うのはだれですか？ 損害賠償の請求先は？

A 主に製造者と輸入業者ということになります。単なる販売業者は、原則として責任は負いません。

Q 製造者が責任を負わない場合はありますか？

A 商品に欠陥があっても、場合によっては製造者が責任を負わなくてよいことがあります。
①平成7年7月1日以前に出荷された製品で事故が起きたとき。
②天災などの不可抗力によって欠陥が生じたとき。
③製品が出荷されるとき、入手可能な最高の技術でも、その製品に欠陥があることを見つけることができないことを証明したとき。

イラストは、国民生活センター発行紙から転載

■製品事故についてのご相談は……

新潟県消費者生活センター
新潟市新光町4番地1（県庁内） TEL（025）285-4196
●開館日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
●利用時間 9:00～17:00

国民生活センター
TEL 03（3446）0999（相談専用）